令和８年ニセコ町告示第７７号

財政状況の公表に関する条例の一部改正（案）の縦覧

下記の条例の一部を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第５４条第１項の規定に基づき公表し、意見を求める。

令和８年(2026 年)１１月９日

ニセコ町長　田　中　健　人

記

１　一部改正する条例名　財政状況の公表に関する条例

２　改正条例案　　別紙のとおり

３　制定の理由　　地方自治法第２４３条の３第１項により住民への説明責任を果たすための制度として財政状況の公表について定めているが、国において「地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化」を目的として、公表回数を「毎年２回以上」から「毎年１回以上」とした法改正が行われ、令和９年４月１日に施行となる。
本地方自治法改正の趣旨を踏まえ、ニセコ町も「財政状況の公表に関する条例」を改正するものです。

４　条例の施行期日　　令和９年４月１日

５　公表の期間等
（１）縦覧の期間等　　と　き：令和８年１１月１０日（火）から１１月２３日（月）まで
ところ：ニセコ町役場総務課及びホームページ
（２）意見の受付期間　　と　き：令和８年１１月１０日（火）から１１月２３日（月）まで
ところ：ニセコ町役場総務課

６　提出された意見の公表等
と　き：令和８年１１月２５日（水）以降
ところ：ニセコ町役場総務課及びホームページ

７　本縦覧に関するお問合せ先
ニセコ町役場総務課財政係
電話：0136-56-8834　　ＦＡＸ：0136-44-3500
執務時間：８時３０分～１７時１５分